令和８年９月４日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和６年（ワ）第１６２４２号　損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日　令和８年６月５日

判　　決

主　　文

１　被告らは、原告に対し、連帯して、１６５万円及びこれに対する令和５年８月３１日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。

２　原告のその余の請求をいずれも棄却する。

３　訴訟費用は、これを５０分し、その１を被告らの負担とし、その余は原告の負担とする。

４　この判決は、第１項に限り仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　被告らは、原告に対し、連帯して、６６００万円及びこれに対する令和５年８月３１日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。

２　被告会社は、別紙謝罪広告目録記載第１の謝罪広告を、同目録記載第２の条件により掲載せよ。

第２　事案の概要

本件は、原告が被告らに対して不法行為に基づく損害賠償等を求める事案である。原告は、被告会社が出版する週刊誌及びインターネット上で開設しているウェブサイトにそれぞれ掲載された記事により名誉を毀損され、これにより財産的及び精神的損害を被ったとの主張をして、上記記事の執筆等をした被告ｄ、被告ｂ及び被告ｃに対しては民法７１９条１項に基づき、被告会社に対しては同法７１５条１項に基づき、６６００万円及びこれに対する令和５年８月３１日（上記記事が掲載された日）から支払済みまで民法所定年３分の割合による遅延損害金

を連帯して支払うことを求めるとともに、同法７２３条の名誉を回復するのに適当な処分として、被告会社に対し、謝罪広告を掲載することを求める。

１　前提事実（争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

⑴　当事者等

ア　原告は、ａとして知られる人物であり、テレビ番組出演等の芸能活動のほか、各種社会活動等を行っていた者である。原告は、同活動の一環として、令和４年９月８日、人道支援活動等を行うことを目的とする一般社団法人ｅ（なお、この法人は、令和５年１月１９日、その名称を「一般社団法人ｅ」と変更した。以下、名称変更前後を問わず「**e**」という。）の代表理事に就任した。（甲１の１）

イ　被告会社は、雑誌等の発行及び販売等を目的とする株式会社であり、週刊誌「ｆ」（以下「**f**」という。）の出版及び販売を行うほか、インターネット上に開設したウェブサイトでデジタル記事の配信を行っている。（甲１の２）

ウ　被告ｄは、令和５年８月３１日当時、ｆの編集部の記者であった。

エ　被告ｂは、令和５年８月３１日当時、被告会社の取締役であり、ｆの発行人であった。

オ　被告ｃは、令和５年８月３１日当時、ｆの編集人であった。

⑵　本件記事の掲載

ア　被告会社は、令和５年８月３１日発行のｆ同年９月７日号の３３頁から３５頁までに、被告ｄが執筆した「ａがｇ慈善団体から１７００万円を持ち逃げ」との大見出しで始まる記事（以下「**本件記事**」という。）を掲載した。本件記事の内容は、別紙１のとおりである。

イ　本件記事は、要旨、原告とｅとの間の金銭トラブルなどについて報ずるものであり、その具体的な内容（抜粋）は、別紙２のとおりである（以下、同別紙の番号欄１の掲載内容を「**本件記載１**」などという。なお、原告が作成

した一覧表では、当初、同表中の番号欄２１が欠番となっていたため、本判決の別紙２においては、番号欄２１以降を一つずつ繰り上げている。)。

２　主たる争点

⑴　本件記事の摘示事実及び本件記事による原告の社会的評価の低下の有無（争点１）

⑵　免責事由の有無（争点２）

⑶　損害の有無及び額並びに謝罪広告の要否（争点３）

３　争点１（本件記事の摘示事実及び本件記事による原告の社会的評価の低下の有無）についての当事者の主張の要旨

（原告の主張）

⑴　ｅの資金の私的流用

本件記載１５及び１９から２２までは、原告がｅの代表理事に就任して以降、ｅを私物化（具体的には、ｅの資金をウクライナ渡航に私的に流用）していたとの事実を摘示したものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告がｅの資金の私的流用という違法行為に及ぶ人物であるなどの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

⑵　ｅ会員の連絡先の転用

本件記載２３は、ｅの理事が原告の活動について、「内容は私たちへの非難に加え、ｅと無関係なａの交遊録やａの活動への勧誘です。会員の連絡先を転用する行為は悪質です。」と述べたとの事実を摘示したものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告が自身の活動のために、ｅが集めた会員の個人情報を私的に流用するという違法行為に及ぶ人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

⑶　持ち逃げ

本件記載１、３及び２４から２６までは、原告がｅの代表理事を解任された

後、１７００万円の現金を持ち逃げしたとの事実を摘示したものである。また、仮にそのように認められないとしても、原告がｅの代表理事を解任された後、１７００万円の残高のある通帳や印鑑を持ち逃げしたとの事実を摘示したものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告が不正に他人の財産を着服・占有し、その返還を拒んで逃走したかのような印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

⑷　１億３０００万円の申告漏れ

本件記載４は、原告が一時期１億３０００万円の申告漏れなどのトラブルのために社会への露出を減らしたことがあったとの事実を摘示するものである。

上記の記事内容は、原告とｅ関係者らとの間のトラブルとは何ら関係の無いもので、事実を断片的に切り取って記事にすることで、これを目にした一般読者に対し、原告が、違法行為を行う人物であるかのような印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

⑸　周囲に気遣いをさせていること

本件記載５及び６は、原告が芸能関係者に対し、「バカじゃないの」など厳しく叱り、周囲の人物に気遣いで大変な思いをさせているとの事実を摘示するものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告が仕事の関係者を厳しく叱りつけ、トラブルに発展しないよう周囲に気を遣わせる人物であるかのような印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

⑹　タクシーでの激高

本件記載３及び７から９までは、原告が令和４（２０２２）年５月２８日、タクシーの運転手に激高し、運転席を蹴り続け、警察沙汰になり、警察署でも怒り狂っていたという事実を摘示するものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告がタクシーの運転

手に対して暴言を吐いたり、暴行を行ったりする乱暴な人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

⑺　アメリカでの傷害事件

本件記載１０は、原告が１９９２年にアメリカで傷害事件を起こして逮捕されたとの事実を摘示するものである。

上記の記事内容は、原告とｅ関係者らとの間のトラブルとは何ら関係の無いもので、事実を断片的に切り取って記事にすることで、これを目にした一般読者に対し、原告が違法行為を行う人物であるかのような印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

また、上記の記事内容は、原告の３３年前の犯罪歴という機微にわたる個人情報を公開するものであり、原告のプライバシー権を侵害するものである。

⑻　パーティー会場での殴打

本件記載３、１１及び１２は、原告が令和４（２０２２）年９月、パーティー会場で、「あなた、何をしてるの！」と声を張り上げて、男性の身体を何度も殴打したとの事実を摘示するものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告がパーティーの途中で声を張り上げ、暴行行為を働く乱暴な人物であるかのような印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

⑼　ｅの乗っ取り（意見論評）

本件記載１３、１４及び１６から１８までは、原告がｅを乗っ取ろうとしていたとの意見論評をするものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告が法人の乗っ取りという違法行為を働く人物であるかのような印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

⑽　ｈからの追放危機（意見論評）

本件記載２及び２７は、原告がｈ（テレビ番組）から追放危機にあるとの意

見論評をするものである。

上記の記事内容は、これを目にした一般読者に対し、原告が地上波のテレビ番組に出演することができないほどの不祥事を起こした人物であるとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

（被告らの主張）

⑴　ｅの資金の私的流用

本件記事は、原告がｅの理事会において、ウクライナ渡航に係る費用の事後精算を要求したが、これを否決されると、同否決を行ったほかのｅの理事らに対して、激しい非難を加えるとともに辞任を要求したなどの一連の事実を前提に、当該事実に評価を加えて、原告がｅの資金を私的に流用しているとの意見論評を表明したものであり、原告が主張する事実を摘示するものではない。

⑵　ｅ会員の連絡先の転用

本件記載２３による摘示事実についての原告の主張を特段争うものではない。しかし、本件記載２３は、原告とｅとの間のトラブルの一つとして、トラブルの一方当事者であるｅの理事の主張を報ずるものにすぎず、それによって原告の社会的評価を低下させるものではない。

⑶　持ち逃げ

本件記事は、原告が１７００万円の残高のある口座の通帳及び印鑑を持ち逃げしたとの事実を摘示するものであり、１７００万円の現金を持ち逃げしたとの事実を摘示するものではない。

⑷　１億３０００万円の申告漏れ

本件記載４による摘示事実についての原告の主張を特段争うものではない。しかし、申告漏れとは、過失によって申告が漏れたことを意味するもので、申告漏れそのものが違法なものとしては理解されていないことからすれば、当該事実摘示によって原告の社会的評価を低下させるものではない。

⑸　周囲に気遣いをさせていること

本件記載５及び６による摘示事実についての原告の主張を特段争うものではない。しかし、本件記載５及び６は、原告の叱責の厳しさなどを示すものにすぎず、当該事実摘示によって原告の社会的評価を低下させるものではない。

⑹　タクシーでの激高

本件記載３及び７から９までによる摘示事実及び社会的評価の低下についての原告の主張を特段争うものではない。

⑺　アメリカでの傷害事件

本件記載１０による摘示事実及び社会的評価の低下についての原告の主張を特段争うものではない。

⑻　パーティー会場での殴打

本件記載３、１１及び１２による摘示事実及び社会的評価の低下についての原告の主張を特段争うものではない。

⑼　ｅの乗っ取り（意見論評）

本件記事は、原告がｅの所在地を原告の別宅に移転させた事実や、原告がｅの団体名の商標登録を個人で出願したなどの事実を前提に、これらの事実について、原告がｅの乗っ取りを企てていた形跡であるとの意見論評を表明するものである。そして、乗っ取りとは、支配権を握ることや支配下に置くことを意味する表現であり、それ自体が違法又は不当なこととは理解されないから、当該意見論評によって原告の社会的評価を低下させるものではない。

⑽　ｈからの追放危機（意見論評）

本件記載２及び２７は、本件記事の別の部分で指摘した原告の問題行動について、ｈから追放される危機にあるほどの重大な問題行動であるとの意見論評を表明するものである。当該意見論評自体によって原告の社会的評価を低下させるものではない。

４　争点２（免責事由の有無）についての当事者の主張の要旨

（被告らの主張）

⑴　公共性及び公益目的

本件記事は、著名人である原告が慈善団体であるｅをめぐる金銭トラブルを起こしていることなどに関する事実及び意見論評を報じたものであるが、原告は、自らの社会的地位を社会奉仕家、慈善家、社交家などと名乗り、長年にわたりメディアに出演して、広く公衆に多大な影響力を与えている著名人であり、本件記事掲載後には政党の代表として政治活動への意欲を示していた者でもある。そのため、原告の過去の来歴や金銭トラブルなどを起こしている事実等は、市民が著名人の社会的活動について深く考え、又はこれを批判するための資料として、公共の利害に関する事実に該当する。

したがって、被告らが本件記事において上記事実等を報じたことについて、公共性及び公益目的があるといえる。

⑵　真実性若しくは真実相当性又は公正な論評

被告らは、被告ｄ等が行った取材等に基づいて、本件記事を掲載した。すなわち、被告会社は、匿名の情報提供者から、原告のｅをめぐる金銭トラブルについて情報提供を受け、同情報について更なる取材を行うこととし、被告ｄ等は、同情報提供者、合計４名のｅの理事ら、ｅの代表理事及び原告に対する取材を行った。また、被告ｄ等は、原告に関する過去の雑誌記事やｅの登記情報等を収集した。被告らは、上記取材（以下「**本件取材**」という。）を踏まえ、匿名の情報提供者から提供された情報が客観的資料や信用することができる証言によって裏付けられていると判断し、本件記事を掲載したものである。

このような本件記事の掲載経過に鑑みれば、本件記事により摘示された事実はいずれも真実であり、仮に真実ではなかったとしても真実であると信ずるにつき相当の理由がある。また、本件記事により表明された意見論評はいずれも前提としている事実が真実であり、論評としての域を逸脱するものではない。

（原告の主張）

⑴　公共性及び公益目的

本件記事の内容は、会員数が１００名程度の私的団体であるｅに関する事項であり、公共の利害に関する事項とはいえない。

また、本件記事が掲載された目的は、読者の関心をひいて購買部数を伸ばすことにより多くの経済的利益を得る点にあり、公益を図る目的は存在しない。

⑵　真実性若しくは真実相当性又は公正な論評

被告らが取材によって確認されたとする事実は、いずれも、本件記事により摘示された事実を裏付けるものではなく、いずれも客観的な裏付け資料を欠いていたり、事実関係の一部を都合よく切り取り断定的、誇張的に表現したりしたものである。そのため、本件記事により摘示された事実が真実であるとはいえず、真実であると信ずるにつき相当の理由があるともいえないし、本件記事により表明された意見論評は、その前提事実を欠いており、論評としての域を逸脱している。

５　争点３（損害の有無及び額並びに謝罪広告の要否）についての当事者の主張の要旨

（原告の主張）

⑴　原告は、本件記事の掲載により、広告代理店からテレビコマーシャルに起用することはできないと告げられ、出演していたテレビコマーシャルが放送中止となったり、放送を予定していたテレビコマーシャルが無期限延期となったりしたほか、テレビ番組へのレギュラー出演等も降板となり、少なくとも４０００万円の収入減という経済的損害を被った。

本件記事はインターネット上でも広く頒布され、原告を非難する内容のコメントに多数の賛同が表明されるなどして、原告は、多大なる精神的苦痛を被った。原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、２０００万円を下らない。

原告は、本件の訴えを提起し、訴訟を追行するに当たり代理人弁護士に委任することを余儀なくされた。原告がそのために負担する弁護士費用相当額のうち、少なくとも原告が被った上記損害の１割に当たる６００万円は被告らの不

法行為と相当因果関係を有する損害と認められるべきである。

⑵　被告らの不法行為によって低下した原告の社会的評価は、上記⑴の損害が賠償されたからといって回復するものではなく、原告の名誉を回復するためには、被告会社による謝罪広告の掲載が必要である。

（被告らの主張）

否認し、又は争う。

第３　当裁判所の判断

１　争点１（本件記事の摘示事実等及び本件記事による原告の社会的評価の低下の有無）について

⑴　名誉毀損の成否についての判断枠組み

ある表現が人の社会的評価を低下させるものか否かは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである（最高裁昭和２９年（オ）第６３４号同３１年７月２０日第二小法廷判決・民集１０巻８号１０５９頁参照）。また、問題とされている表現が事実を摘示するものであるか、意見又は論評を表明したものであるかを区別するに当たっては、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるか否かによって判断すべきである（最高裁平成６年（オ）第９７８号同９年９月９日第三小法廷判決・民集５１巻８号３８０４頁参照）。

⑵　本件記事により摘示された事実の内容及びそれによる原告の社会的評価の低下の有無について

ア　ｅの資金の私的流用

本件記載１５及び１９から２２までは、本件記事の文脈に照らし、原告がｅの代表理事に就任して以降、ｅの資金をウクライナ渡航に私的に流用してｅを私物化していたとの事実（以下「**事実Ａ**」という。）を摘示するものと認

められる。

そして、事実Aは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告がｅとは無関係な原告の個人的なウクライナ渡航のためにｅの資金を無断で使用するという横領や背任等の犯罪まがいの行為があった旨を指摘するものといえるから、原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

これに対して、被告らは、本件記事による私物化や私的流用との記載はｅの理事会における原告のウクライナ渡航に係る費用の事後精算の要求及びその否決等という一連の事実関係を前提とした意見論評であるとの主張をする。しかし、本件記事で私物化の具体例として指摘されている私的流用という表現については、ｅの活動として支出することができる資金の範囲及び原告が当該範囲を超えてｅの資金を使用したか否かなどを検討することによって、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項と理解されるというべきであるから、事実を摘示するものと認められ、被告らの主張は、採用することができない。

イ　ｅ会員の連絡先の転用

本件記載２３は、ｅの理事が原告の活動に関し、「内容は私たちへの非難に加え、ｅと無関係なａ（原告の意）の交遊録やａの活動への勧誘です。会員の連絡先を転用する行為は悪質です。」と述べたとの事実（以下「**事実Ｂ**」という。）を摘示するものと認められる。

もっとも、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、事実Ｂは、原告と対立する一方当事者が自身の言い分としてそのように述べている旨を指摘するにとどまるものであるから、これにより、原告の社会的評価が低下するということはできない。

ウ　持ち逃げ

本件記載１、３及び２４から２６までは、本件記事の全体の文脈に照らし、原告がｅの代表理事を解任された後、１７００万円の残高のある通帳や印鑑

を持ち逃げしたとの事実（以下「**事実Ｃ**」という。）を摘示するものと認められる。なお、原告は、本件記事の見出しには、原告が１７００万円を持ち逃げした旨が記載されていることから、本件記事は原告が１７００万円の現金を持ち出したとの事実を摘示しているとの主張をする。しかし、本件記事の本文には、１７００万の残高がある通帳及び印鑑が持ち逃げされた旨の記載があり（本件記載２４及び２５）、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、見出しと本文の記載を併せることで、持ち逃げの対象が１７００万円の残高がある通帳及び印鑑であると理解することができるから、原告の主張は、採用することができない。

そして、事実Ｃは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告が返還するべきｅの資金を返還することなく、その責任から逃れていることなど、横領や背任等の犯罪まがいの行為があった旨を指摘するものといえるから原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

エ　１億３０００万円の申告漏れ

本件記載４は、原告が一時期１億３０００万円の申告漏れなどのトラブルのため社会への露出を減らしたことがあったとの事実（以下「**事実Ｄ**」という。）を摘示するものと認められる。

そして、事実Ｄは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告が本来納めるべき税金を納めず、その結果、それまでどおりのメディア出演等ができなくなったことがあった旨を指摘するものといえるから、原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

オ　周囲に気遣いをさせていること

本件記載５及び６は、原告が芸能関係者に対し「バカじゃないの！」など厳しく叱り、周囲の人物に気遣いで大変な思いをさせているとの事実（以下「**事実Ｅ**」という。）を摘示するものと認められる。

もっとも、本件記載５及び６は、原告の叱責等の具体的内容を記載するも

のではなく、原告がどのような場面で誰に対してどのように叱責等をしたのかといった具体的な事情は、これを見ても明らかではない。他人を厳しく叱るという行為自体は、直ちに当該行為をした人物の社会的評価を低下させる行為であるとまでは認め難いことからすれば、事実Ｅのうち、原告の叱責に関する部分は、原告の社会的評価を低下させるものということはできない。また、周囲の人物に気遣いで大変な思いをさせているとの点も、同様であり、本件記載５及び６において、その具体的な態様や周囲の人物も特定されておらず、一般読者に対し、その具体的な場面を想起させるに足りる内容が記載されていないことからすれば、原告の社会的評価を低下させるものとは認められない。これに反する原告の主張は、採用することができない。

カ　タクシーでの激高

本件記載３及び７から９までは、原告が令和４（２０２２）年５月２８日、タクシーに乗車中、運転手に激高し、運転席を蹴り続け警察沙汰になり、警察署でも怒り狂っていたとの事実（以下「**事実Ｆ**」という。）を摘示するものと認められる。

そして、事実Ｆは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告がタクシーの運転手に対して暴言を吐いたり、暴行を行ったりする乱暴な人物である旨を指摘するものといえるから、原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

キ　アメリカでの傷害事件

本件記載１０は、原告が１９９２年にアメリカで傷害事件を起こして逮捕されたとの事実（以下「**事実Ｇ**」という。）を摘示するものと認められる。

そして、事実Ｇは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告が犯罪行為を行った旨を指摘するものであり、原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

また、事実Ｇは、原告の過去の犯罪歴を報ずるものであり、原告のプライ

バシーを侵害するものとも認められる。

ク　パーティー会場での殴打

本件記載３、１１及び１２は、原告が令和４（２０２２）年９月、パーティー会場で、「あなた、何してるの！」と声を張り上げて、男性の身体を何度も殴打したとの事実（以下「**事実H**」という。）を摘示するものと認められる。

そして、事実Hは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告が暴行行為を行った旨を指摘するものであり、原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

ケ　ｅの乗っ取り（意見論評）

本件記載１３、１４及び１６から１８までは、その内容に照らし、原告において、１７００万円の残高のある通帳や印鑑を持ち逃げしたこと、ｅとｇとの関係を断ち切る旨を言い、ｅのロゴからｇの表記を削除したこと、ｅの代表理事に就任する前の時点で、ｅという団体名の商標登録出願を個人で行っていたことなどの本件記事中において摘示される事実を前提に、これらの行為は、原告がｅを乗っ取ろうとしていた形跡であるとの意見論評（以下「**論評Ｉ**」という。）を表明するものと認められる。

そして、論評Ｉは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、単に原告が事実上ｅの支配権を掌握したという程度にとどまらず、違法又は不当な手段を用いてｅの支配権を奪い取ったとの論評を加えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

これに反する被告らの主張は採用することができない。

コ　ｈからの追放危機（意見論評）

本件記載２及び２７は、原告がｈから追放危機にあるとの意見論評（以下「**論評Ｊ**」という。）を表明するものと認められる。

もっとも、論評Ｊは、原告がｈから追放されるおそれが現にあることにつ

いての具体的な根拠を伴うものではなく、被告らの感想の域を出るものではないから、論評Ｊによって原告の社会的評価が低下するとは認められない。

サ　以上のとおりであるから、本件記載１５及び１９から２２まで（事実Ａ）、本件記載１、３及び２４から２６まで（事実Ｃ）、本件記載４（事実Ｄ）、本件記載３及び７から９まで（事実Ｆ）、本件記載１０（事実Ｇ）、本件記載３、１１及び１２（事実Ｈ）、本件記載１３、１４及び１６から１８まで（論評Ｉ）並びに本件記載２及び２７（論評Ｊ）は、原告の社会的評価を低下させる。

２　争点２（免責事由の有無）について

⑴　免責事由についての判断枠組み

事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、その行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和３７年（オ）第８１５号同４１年６月２３日第一小法廷判決・民集２０巻５号１１１８頁、最高裁平成６年（オ）第９７８号同９年９月９日第三小法廷判決・民集５１巻８号３８０４頁参照）。

また、事実を基礎としての意見又は論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見又は論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見又は論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁平成６年（オ）第９７８号同９年９月９日第三小法廷判決・民集５１巻８号３８０４頁参照）。

⑵　公共性及び公益目的について

ア　私人の私生活上の行状であっても、その携わる社会的活動の性質及びこれ

を通じて社会に及ぼす影響力の程度等のいかんによっては、その社会的活動に対する批判や評価の一資料として、公共の利害に関する事実に当たる場合があると解されるところである。

争点１に対する判断中において認定、説示をしたとおり、本件記事のうち、本件記載１５及び１９から２２まで（事実A）、本件記載１、３及び２４から２６まで（事実C）、本件記載４（事実D）、本件記載３及び７から９まで（事実F）、本件記載１０（事実G）、本件記載３、１１及び１２（事実H）、本件記載１３、１４及び１６から１８まで（論評Ｉ）並びに本件記載２及び２７（論評 J）は、原告の社会的評価を低下させるものであるが、これらは、原告とｅとの間の金銭トラブル及び原告の私生活上の行状を報ずるものである。そして、原告は、ａとして社会的に広く知られており、テレビ番組出演等の芸能活動のほか、各種社会活動等にも従事する人物であって（原告自身も、自身を社会奉仕家、慈善家及び社交家として自認している〔原告［１頁］〕。）、社会に対する影響力は低くない。このような原告の社会的な地位や属性などに鑑みると、原告が人道支援活動を目的とする団体であるｅにおいて人道支援活動をするに当たりｅとの間で生じた金銭トラブルを報ずることは、原告の社会的活動に対する批判や評価の一資料となるべきものである。また、原告の私生活上の行状に関する部分は、違法又はそのおそれのある行為を取り上げるものであり、この点において、それ自体公共の利害に関する事実といい得るほか、原告とｅの間における金銭トラブルを報ずるに当たり、現在の原告の私生活上の行状を併せて報ずることについて、必要性がないともいえない。そうすると、これらを含む本件記事の掲載は、基本的には、公共の利害に関する事実に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出たものと認められる。

原告は、被告らがより多くの経済的利益を獲得することなどのみを目的として本件記事を掲載したとの主張をするが、上記で説示をしたところに照ら

し、採用することはできない。

イ　ただし、本件記事中、本件記載４（事実D）及び本件記載１０（事実G）については、以下で述べるとおり、公共の利害に関する事実と解することはできない。

(ｱ)　本件記載４（事実D）について

事実Dは、２０年以上前の原告の所得税等の申告漏れに言及するものである（乙３の１）。そして、事実Dに係る原告の行為自体は、違法又はそのおそれのあるものであることは否定し難いが、現時点において、その具体的な経緯等に触れることもないままにあえてこれを報ずる意義を見いだすことは、困難であるというほかない。また、原告とｅとの間における金銭トラブルを報ずるに当たっても、事実Dを併せて報ずべき必要性をうかがうに足りる事情は、本件全証拠によっても、認めることができない。したがって、本件記事中、本件記載４により摘示される事実Dは、公共の利害に関する事実であるとは認められない。これに反する被告らの主張は、採用することができない。

(ｲ)　本件記載１０（事実G）について

また、事実Gは、３０年以上も前の原告の前歴に係る情報であり、事実Dについて述べたところと同様の理由により、公共の利害に関する事実であるとは認められない。また、原告のプライバシーに関する事実Gを公表する必要性も、同様に乏しいから、この点においても、本件記載１０は、違法なものというべきである。

これに対し、被告らは、事実Gは原告が時に感情的になり暴力に及ぶことがあるという行動パターンを如実に示すものであり、現在の行動と関連付けて報ずることには公共の関心に応える意義があるとの主張をするが、安易な人格評価に基づいて扇情的に読者の興味をあおるものといわざるを得ず、被告らの主張を採用することはできない。

⑶　本件記載１５及び１９から２２まで（事実Ａ）の真実性又は真実相当性について

被告らは、本件取材により、①過去、原告がｅに対して事前承認の得られていなかったウクライナの渡航費用を申請して、これが事後的に承認された事実、②その後、原告がｅに対して再度ウクライナの渡航費用を申請したものの、これが承認されなかった事実及び③原告が費用の事後的精算を否決することとしたｅの理事らに辞任を求めた事実等を確認しており、これらの事実に照らせば、事実Ａは真実であるか、少なくとも真実であると信ずるにつき相当の理由があるとの主張をする。

しかし、原告の本人尋問における供述（原告［９頁］）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、飽くまで自らウクライナ渡航に係る費用を支出した後、事後的に、ｅに対して同費用の精算を求めたにすぎないものと認めることができるのであって、本件全証拠によっても、原告が承認を得ずにｅの資金を使用してその事後的承認を求めたものとは認めるに足りない。そうすると、被告らが指摘する上記①から③までの事実は、原告がｅに対して活動費用の精算を求めたが認められなかったということを示す事実にとどまり、原告がｅの資金を私的に流用していたとの事実（事実Ａ）を裏付けるものとは認められない。そのほか、本件全証拠によっても、事実Ａを真実と認めることはできない。また、以上に説示をしたところによれば、被告らにおいて、事実Ａを真実と信ずるにつき相当の理由があるともいえず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はないから、被告らの主張は、いずれも採用することができない。

被告らのその余の主張を踏まえても、上記判断を左右するものではない。

⑷　本件記載１、３及び２４から２６まで（事実Ｃ）の真実性又は真実相当性について

ア　認定事実（乙２、１６から１８まで及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。）

原告は、令和５年５月２日にｅの代表理事から解任されたが、解任後も、１７８８万６２２７円の預金が入金されていたｅ名義の預金口座に係る通帳、印鑑カード、ｅの社印及びキャッシュカード（以下「**本件通帳等**」という）をｅに引き渡さなかった。上記口座は、ｅがｅの活動のために使用する目的で保有していた口座だった。

ｅは、原告がｅの代表理事を解任され、本件通帳等を保持する権限を失っていることを踏まえ、同月１０日以降継続的に、原告に対して、本件通帳等の返還を求めたが、原告はこれをいずれも拒絶した。

イ　検討

上記認定事実によれば、原告は、ｅの代表理事を解任された令和５年５月２日以降は、本件通帳等を保持する権限を有していなかったのであるから、ｅから本件通帳等の返還を求められれば、それに応ずるべきであった。しかし、原告は、ｅからの返還要求を拒絶し、返還するべき本件通帳等を保持し続けたものである。

以上に鑑みると、事実Ｃは、その重要な部分において真実であると認められる。

ウ　原告の主張について

これに対し、原告は、代理人を通じて、ｅ側に対して、上記口座の預金である１７８８万円余りについて、原告が支出した費用の精算を行った後の残額をｅに返還し、上記口座は原告が引き続き使用を続けるという提案をし、その交渉をしていたのであって、持ち逃げには当たらないとの主張をし、証拠（乙１７及び１８）によれば、原告が令和５年６月頃当時、代理人を通じて、複数回、上記提案を行っていた事実が認められる。

しかし、本件全証拠によっても、ｅが上記提案を受け入れて、原告が本件通帳等の使用を続けることを許容し、あるいは、そのような協議が実質的に進展していたとは認められないばかりか、かえって、弁論の全趣旨によれば、

ｅは、原告の上記提案を拒否し、本件通帳等の返還を求め続けていたと認められる。そうすると、当時、原告とｅとの間に本件通帳等の使用の継続に関する交渉が続いていたということはできず、むしろ、原告が本件通帳等を現に保持している状況を盾に、ｅが応ずることのできない要求をし続けていたものといわざるを得ない。したがって、原告の主張は、前提を欠くものであり、採用することができない。

⑸　本件記載３及び７から９まで（事実Ｆ）の真実性又は真実相当性について

被告らは、本件取材において、情報提供者から提供された情報を受け、①タクシーに同乗していたｉに取材を試みた際、ｉが事実Ｆを否定しなかったことや②タクシーに同乗していたｊの夫が警察署までｊを迎えに行った事実を否定しなかったことなどの事実を確認しており、これらの事実に照らせば、事実Ｆは真実であるか、少なくとも真実であると信ずるにつき相当の理由があるとの主張をし、被告ｄは、本人尋問において、同旨の供述をする。

しかし、上記①の事実については、そもそもｉが被告ｄによる本件取材に対して述べた具体的な内容は明らかではなく、その信用性を吟味する前提を欠く。他方で、ｊとｉとタクシーに乗車していたところ、泥酔したｊが自分の自宅の場所をタクシーの運転手に的確に伝えることができず、困惑した運転手が原告らを警察署の前で降ろすので、それは不当ではないかと怒ったことはあるものの、タクシーの運転席を蹴り続けたことはないとのこの点に関する原告の供述（原告［１５頁］）は、その内容に照らし、格別不合理であるとはいい難いところでもあり、以上によれば、事実Ｆが真実であるということはできない。また、上記②の事実は、原告が供述をする上記事実関係とも両立し得るものであって、必ずしも事実Ｆを推認させるに足りる事実であるとはいえないから、上記②の事実によっても、事実Ｆが真実であると認めることはできない。そのほか、本件全証拠によっても、事実Ｆを真実と認めることはできない。また、以上に説示をしたところによれば、被告らにおいて、事実Ｆを真実と信ずるにつき相当

の理由があるともいえず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はないから、被告らの主張は、いずれも採用することができない。

被告らのその余の主張を踏まえても、上記判断を左右するものではない。

⑹　本件記載３、１１及び１２（事実H）の真実性又は真実相当性について

被告らは、本件取材において、パーティー会場でのトラブルについて、①ｅの理事から、原告がバレエ上演中に携帯電話を操作していたｋに対して激高していたとの情報を得て、②ｋに事情を確認したところ、ｋは、原告に肩を後ろから押されて「見ないといけないでしょう！」と大声で言われたのは事実である旨述べたことなどを確認しており、これらの事実に照らせば、事実Hは真実であるか、少なくとも真実であると信ずるにつき相当の理由があるとの主張をし、被告ｄは、本人尋問において、これと同旨の供述をする。

しかし、そもそも上記②のｋが被告ｄに対して述べたとされる原告の行為は、原告に肩を後ろから押されたというものにすぎず、事実Hの重要な部分である原告から身体を何度も殴打されたとの事実とは、態様、程度、回数等においておよそ異なるものであり、ｋに対する取材の結果から事実Hが導かれ得るものとはいえない。そうすると、これによっても、事実Hが真実であるとは認められない。そのほか、本件全証拠によっても、事実Hを真実と認めることはできない。また、以上に説示をしたところによれば、被告らにおいて、事実Hを真実と信ずるにつき相当の理由があるともいえず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はない。被告らの主張は、いずれも採用することができない。

被告らのその余の主張を踏まえても、上記判断を左右するものではない。

⑺　本件記載１３、１４及び１６から１８まで（論評Ｉ）の公正な論評の法理の適用について

前記１⑵ケで認定、説示をしたとおり、論評Ｉは、原告において、①１７００万円の残高のある通帳や印鑑を持ち逃げしたこと（事実C）、②ｅとｇとの関係を断ち切る旨を言い、ｅのロゴからｇの表記を削除したこと、③ｅの代表

理事に就任する前の時点で、ｅという団体名の商標登録出願を個人で行っていたことなどの事実を前提とする論評であると解される。

そして、前記⑷に加え、証拠（乙８、９）及び弁論の全趣旨によれば、上記各事実はいずれも真実であると認められる。そうすると、論評Ｉは、その前提とされた事実の重要な部分は真実であったと認められ、かつ、その内容に照らし、論評としての域を逸脱したものとも認められない。

これに対し、原告は、被告らが論評Ｉの前提とする上記各事実はいずれも適正な手続の下で行われた行為であって、原告がｅを乗っ取ることを企図した悪質な行為といえる事実はなく、これら論評Ｉの前提となる事実と論評Ｉとの間に合理的な関連性はないから、論評Ｉは論評としての域を超えたものであるとの主張をする。しかし、上記各事実は、いずれも、原告が経済的、物的又法的な側面で、原告とｅとの結びつきを強化していたことを示す事実といえるから、上記各事実と原告がｅを乗っ取ろうとしていたとの論評との間には合理的な関連性があるというべきである。また、原告は、令和５年６月２３日付けの書面で、「ｅ」という名称を商標登録済みであること、同商標をｅが使用することは許諾しないこと、ｅが今後も活動を継続するのであれば、「ｅ」という名称を変更すべきことなどの考えを有している旨を表明していたほか（乙１８）、被告ｄによる対面取材の場において、原告が自身のｅを持っていること、ｅのオーナーは原告であることなどを述べていたものであり（乙２１）、これらの事情からしても、上記各事実と論評Ｉとの間には合理的関連性が認められるといえる。したがって、原告の主張は、採用することができない。

⑻　以上のとおりであるから、本件記載１５及び１９から２２まで（事実Ａ）、本件記載４（事実Ｄ）、本件記載３及び７から９まで（事実Ｆ）、本件記載１０（事実Ｇ）並びに本件記載３、１１及び１２（事実Ｈ）は、原告の違法に名誉を毀損し、本件記載１０（事実Ｇ）は、原告のプライバシーを違法に侵害するから、被告らは、これらにより生じた原告の損害を賠償すべき責めを免れない。

３　争点３（損害の有無及び額並びに謝罪広告の要否）について

⑴　経済的損害について

原告は、本件記事の掲載によりテレビ番組やコマーシャルへの出演機会を喪失し、４０００万円を下らない経済的損害を被ったとの主張をする。

しかし、本件記事のうち、本件記載１、３及び２４から２６までは、これらが摘示する事実C、すなわち原告がｅの代表理事を解任された後、１７００万円の残高のある通帳や印鑑を持ち逃げしたとの事実が重要な部分において真実であるから、違法性が認められないことは、前記２⑷で認定、説示をしたとおりである。そして、事実Cの内容に鑑みると、事実Cを踏まえて、テレビ局等が原告のテレビ番組等への出演を見送る判断をしたとしても、そのような判断が不合理なものであると断ずることは困難であり、現にそのような判断がされた可能性もなお否定し難い。そうすると、被告らの上記違法な行為と原告が被ったと主張する上記損害との間に相当因果関係があるものと認めるには、なお疑義があるものといわざるを得ない。したがって、原告の主張は、採用することができない。

⑵　慰謝料について

本件記事のうち、本件記載１５及び１９から２２まで（事実A）、本件記載４（事実D）、本件記載３及び７から９まで（事実F）、本件記載１０（事実G）並びに本件記載３、１１及び１２（事実H）は、違法に原告の名誉を毀損し、本件記載１０（事実G）は、違法に原告のプライバシーを侵害するものである。そして、これらは、その内容に照らし、原告がｅの資金を私的に無断で使用するという横領及び背任や、他人を殴打するという暴行など、犯罪まがいの行為をするような人物であるとの印象を与えるものであって、被告らの名誉毀損行為及びプライバシーの侵害行為によって原告が相応の精神的苦痛を受けたものというべきである。また、本件記事は、多数の読者が想定される週刊誌に掲載されるとともに、被告会社がインターネット上に開設したウェブサイトでデ

ジタル記事としても配信され、実際に、本件記事を見た読者が原告はｅを私物化している旨のコメントをインターネット上で行い、同コメントに６万件以上もの賛同が示された（甲２）ところでもあり、以上の諸事情のほか本件にあらわれた一切の事情に鑑みれば、本件記事の掲載により原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料は、１５０万円と認めるのが相当である。また、本件記事による名誉毀損と相当因果関係のある弁護士費用は、１５万円と認めるのが相当である。

⑶　謝罪広告の要否について

謝罪広告は、名誉回復のために特に必要性が高い場合にのみ命ずることが相当であるが、本件にあらわれた一切の事情を考慮しても、原告の名誉を回復するために、被告会社に謝罪広告を行うことを命ずることが必要であるとは認められない。

第４　結論

以上に説示をしたところによれば、原告の請求は、被告らに対し、１６５万円及びこれに対する令和５年８月３１日から支払済みまで年３分の割合による金員を連帯して支払うことを求める限度で理由があるから、これをその限度で認容し、その余は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第１部

裁判長裁判官　大　　野　　晃　　宏

裁判官　中　　西　　永

裁判官　永　　瀬　　雄　　大

別紙につき掲載省略